



くらしの情報

平成14年(2002年)10月25日
編集・発行(季刊)西宮市消費生活センター
〒663 8035 西宮市北口町1番1号
電話 0798 69 3159
FAX 0798 69 3162
ホームページ <http://www.nishi.or.jp/~syouhi/>

クーリング・オフについて

強引な勧誘などにより、十分に考える余裕がない間に契約してしまうことがあります。このようなとき、消費者に一定の期間、考え直す機会を与え、この期間内なら契約した後でも、一方的に契約の解除ができるという制度がクーリング・オフです。



クーリング・オフの効果

クーリング・オフをすると無条件で解約ができます。すでに商品を受け取っている場合は業者の負担で商品を引き取ってもらい、支払い済みの代金は返金の請求ができます。

クーリング・オフの方法

- ・クーリング・オフ期間内に書面で通知してください。
(内容証明郵便または両面のコピーをしたはがきを配達記録郵便で送付)
- ・クレジット契約をしたときは、信販会社にも送付してください。

クーリング・オフの期間

・訪問販売(アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む) ・電話勧誘販売 ・特定継続的役務提供	契約書面を受け取った日から8日間
・内職・モニター商法 ・マルチ商法	契約書面を受け取った日から20日間

クーリング・オフできない場合

- ・自分で店舗などへ出向いて買い物をした場合や通信販売で購入した場合
- ・自分で自宅などに業者を呼んで契約した場合
- ・3,000円未満の商品を現金で一括支払いをした場合
- ・乗用車を購入した場合
- ・消耗品で開封・消費してしまった場合

クーリング・オフについては、消費生活センターのホームページもご覧ください。 <http://www.nishi.or.jp/~syouhi/>



使用方法をまちがわないで!

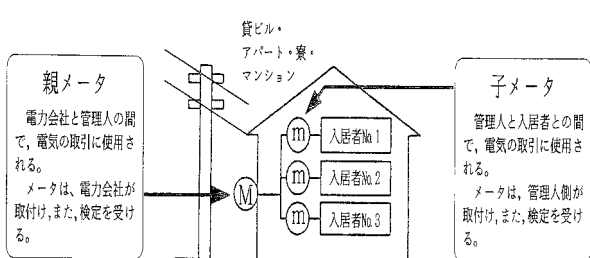
EMSベルトの使用は慎重に!

今人気の、電気刺激により筋肉収縮運動をさせるEMSベルトで、使用後にひどい痛みを感じた「水ぶくれができた」「小豆大のやけどをした」などのトラブルが国民生活センターに寄せられています。使用中にベルトがずれて皮膚とパッドの接触面積が小さくなると、皮膚の一部に多くの電流が流れ、やけどなど皮膚障害を起こすおそれがあることや筋肉への電気刺激は自力で行う運動よりも筋肉組織への影響が思いのほか大きいこと、などが国民生活センターの調べでわかりました。万一、EMSベルトで異常を感じたら使用を中止し、症状がひどい場合は病院へ行きましょう。

(国民生活センター「くらしの危険No.1」より)

イラスト：ヒラヤマミ

どで電気料金などの配分証明に用いられるものです。子メーターは、計量法に基づき、検定に合格し、か



11月は子メーターの検定促進月間です

証明用電気計器(ガスメーター、水道メーター(子メーター)は、アパート、貸ビル、寮、市場、社宅など、有効期限内のものでない限りは、検定促進月間です。有効期限は、メーターに添付のラベルや封印などで確認できます。

メーターの有効期限
構造などにより異なる場合がありますが、おおむね左記のとおりです。

電力計量計………10年
ガスメーター………10年
水道メーター………8年
子メーターの検定を受けるには、検定代行を行っている修理業者をご利用になると便利です。子メーターの取替には、現在使っているメーターを修理し使用、新品と交換し使用、の各ケースがあります。検定にかかる費用、日数など具体的には修理業者と相談されるのが早道です。

問い合わせは、消費生活センター計量検査係へ
☎0798 69 3158

あなたは、

NO!

といえますか?

解約手続きは早く!

平成13年度に29歳以下の若い人たちが寄せられた相談の件数は、676件で、相談全体の22%を占めています。社会経験に乏しい若い人をねらった悪質商法のトラブルは後を絶たず、契約金額も年々高額になっています。「月々の返済は少額で済む」と説得されて、安易にクレジット契約をし、いつまでも続く返済に苦しんでいる人もいます。最近の相談のなかで若い人たちに被害の多い悪質商法を取り上げました。

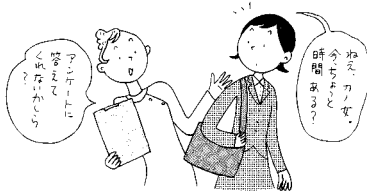
【相談1(会員権)】

「入会すると旅行や施設が割引で利用できる」と勧誘の電話があり、店に出向いた。会についての説明が4時間もあり、割引サービスを受けるためには、ダイヤのネックレスを買う必要がある」と言われ、断り切れずに契約をした。(契約金額 80万円)

【相談2(アクセサリー)】

女性に呼び出され店で世間話の後、男は早く結婚指輪を用意しておくべきだ。相場は130万円と7時間勧誘された。用事がある。また後日来る」と断つ(契約金額 13万円)

アドバイス



【相談3(化粧品)】
「アンケートに答えて」と声をかけられ、店に連れて行かれた。そこで肌診断を受け、あなたにあった化粧品を作る。メイクも教える」と、何度も勧められ、断りきれずに契約をした。(契約金額 180万円)

【相談1】、2のように「旅行に安く行ける」と呼ばれ、商品やサービスの契約をさせる手口をアポイントメントセールスといいますが、これら販売方法では、「長時間・強引な勧誘を受けた」「ウソの説明を受けた」

「クルーリング・オフを断らばり断る、などが大切です。おかしなと思ったら、一人で悩まず、家族や消費生活センターに相談をしてください。」

「知らない人から誘われてもついていけない、高額なクレジット契約は、月々の返済はわずかでも、長期間支払いが続くことを理解し、慎重にする、自分にとって必要ないものはきつ

クーリング・オフの書き方

はがき「配達記録郵便」の場合

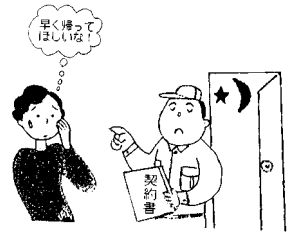
契約解除通知
契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社名 〇〇株式会社(営業所)
担当 〇〇氏
右記日付の契約は解除します。
尚、すみやかに支払済の〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。
平成〇年〇月〇日
西宮市〇〇町〇〇 氏名〇〇〇〇

はがきの表裏をコピーし、郵便局の受領書とともに保管しておきましょう。

〇〇市〇〇町〇〇
〇〇株式会社
代表者様

消費者契約法(平成13年4月1日施行)

クーリング・オフ期間が過ぎてしまったときやクーリング・オフの条件が満たされないときでも、消費者契約法により契約の取り消しができることがあります。取り消しができる契約は、消費者が事業者と結んだすべての契約(消費者契約)で以下のようなケースです。



- ・重要な項目について事実と違うことを言う。
- ・不確実な情報を確実なものと断定して言う。
- ・消費者に不利益な事実をわざと言わない。
- ・帰ってほしいと言ったのに家などから帰らない。
- ・勧誘している場所から帰りたかったのに帰してくれない。

*取り消しができるのは、だまされたと気がついた時、または困惑行為の時から6ヶ月以内で、契約の時から5年以内です。